2026.11.5
第12回　副首都・大阪にふさわしい大都市制度協議会

資料3

町の名称について（議論用資料）

副首都・大阪にふさわしい大都市制度協議会

事務局：副首都推進局

町の名称について

【町の名称の取扱い】
町の名称の取扱いは、地域の歴史などを考慮して、**特別区の設置の日の前日までの間に**住民の意見を踏まえて**大阪市長が定める**こととする

■ 基本方針(案)

現在の行政区の名称は、地域の歴史などを踏まえ、長年使用されてきたものであり、
住民にとって愛着があるものであることから、その取扱いには十分に配慮する

歴史、住民の愛着 → 一定のルールに基づいて、町名に反映

■ 取扱ルール(案)

原則 新たに設置する特別区の名称と現在の町名の間に、現在の行政区名を挿入

	市区名	行政区名	町名	街区符号	住居番号
変更前	大阪市	□□区	○○町×丁目	×番	×号
変更後	**△△区**	**－**	**□□○○町×丁目**	**×番**	**×号**

例外 次の場合は、現在の行政区名を挿入しない

(例外1) ① 特別区名と同一となる現在の淀川区・北区・中央区・天王寺区
② 方位と混同されやすい西区

現在の町名	取扱ルール(案)の原則では	例外適用後の町名
① 北区　池田町	・北区　北池田町	・北区　池田町
② 西区　九条	・中央区　西九条	・中央区　九条

(例外2) ③ 行政区名と同じ漢字表記が連続する場合

現在の町名	取扱ルール(案)の原則では	例外適用後の町名
③ 住之江区　住之江	・中央区　住之江住之江	・中央区　住之江
港区　港晴	・中央区　港港晴	・中央区　港晴

（参考）取扱ルール（案）の適用例

特別区	現在の行政区	原則によるもの（現在 → 原則）	例外のもの（現在 → 原則 → 例外）
淀川区	東淀川区	東淀川区 菅原 → 淀川区 東淀川菅原	―
	淀川区	―	淀川区 十三東 → 淀川区 淀川十三東 → 淀川区 十三東（現淀川区の町名は全て同様）
	西淀川区	西淀川区 姫島 → 淀川区 西淀川姫島	―
	此花区	此花区 西九条 → 淀川区 此花西九条	―
北区	旭区	旭区 森小路 → 北区 旭森小路	―
	都島区	都島区 網島町 → 北区 都島網島町	都島区 都島本通 → 北区 都島都島本通 → 北区 都島本通（ほか3町名）
	鶴見区	鶴見区 横堤 → 北区 鶴見横堤	鶴見区 鶴見 → 北区 鶴見鶴見 → 北区 鶴見
	城東区	城東区 蒲生 → 北区 城東蒲生	―
	北区	―	北区 中之島 → 北区 北中之島 → 北区 中之島（現北区の町名は全て同様）
	福島区	福島区 野田 → 北区 福島野田	福島区 福島 → 北区 福島福島 → 北区 福島
中央区	中央区	―	中央区 本町 → 中央区 中央本町 → 中央区 本町（現中央区の町名は全て同様）
	西区	―	西区 九条 → 中央区 西九条 → 中央区 九条（現西区の町名は全て同様）
	港区	港区 市岡 → 中央区 港市岡	港区 港晴 → 中央区 港港晴 → 中央区 港晴
	浪速区	浪速区 恵美須東 → 中央区 浪速恵美須東	浪速区 浪速東 → 中央区 浪速浪速東 → 中央区 浪速東 （ほか1町名）
	大正区	大正区 泉尾 → 中央区 大正泉尾	―
	西成区	西成区 天下茶屋 → 中央区 西成天下茶屋	―
	住之江区	住之江区 南港北 → 中央区 住之江南港北	住之江区 住之江 → 中央区 住之江住之江 → 中央区 住之江
天王寺区	東成区	東成区 深江北 → 天王寺区 東成深江北	―
	天王寺区	―	天王寺区 上本町 → 天王寺区 天王寺上本町 → 天王寺区 上本町（現天王寺区の町名は全て同様）
	生野区	生野区 桃谷 → 天王寺区 生野桃谷	生野区 生野東 → 天王寺区 生野生野東 → 天王寺区 生野東（ほか1町名）
	阿倍野区	阿倍野区 昭和町 → 天王寺区 阿倍野昭和町	阿倍野区 阿倍野筋 → 天王寺区 阿倍野阿倍野筋 → 天王寺区 阿倍野筋（ほか1町名）
	東住吉区	東住吉区 駒川 → 天王寺区 東住吉駒川	―
	住吉区	住吉区 長居 → 天王寺区 住吉長居	住吉区 住吉 → 天王寺区 住吉住吉 → 天王寺区 住吉
	平野区	平野区 喜連 → 天王寺区 平野喜連	平野区 平野本町→ 天王寺区 平野平野本町 → 天王寺区 平野本町（ほか9町名）

※令和8年10月時点　大阪市ホームページ 24区の町名一覧をもとに副首都推進局で作成。